

利用者負担金

■ 法定給付

お支払いいただく利用者負担金は次のとおりです。

施設介護サービス費 (10割)	利用者負担金 (1割)	算定根拠(単価×日数ほか)
介護報酬の告示上の額	左記の1割	施設介護サービス費(食事の提供費用を除く)の1割と食事にかかる標準負担額の合計

■ 基本料金

時間	内容	身体介護	生活介護	身体介護に引き続き生活介護を行った場合
20分未満(日中を除く)		171単位	
20分以上30分未満		255単位	
20分以上45分未満		191単位	70単位
45分以上70分未満 (生活介護は45分以上)		・	236単位	140単位
30分以上60分未満		404単位		
60分以上90分未満		587単位		
30分追加毎(584単位+)		83単位		
70分以上		210単位
介護予防訪問介護の場合				
介護予防訪問介護(Ⅰ)		週1回利用	1. 226単位	
介護予防訪問介護(Ⅱ)		週2回利用	2. 452単位	
介護予防訪問介護(Ⅲ)		週3回利用	3. 889単位	

■ 加算料金

早朝(午前6時～午前8時)	25%増です	
夜間(午後6時～午後10時)	25%増です	
深夜(午後10時～翌朝6時)	50%増です	
初回加算(新規)	200単位	
生活機能向上連携加算 月1回	100単位	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	サービス費に加算費を加えた額の4.0%	

地域区分加算

※ 上記施設介護サービス費及び各種加算額は、基準単価(1単位=10円)を基に各項目ごとに試算した基準額です。平成24年4月1日より長野市が単価割増地域に適フランセーズ悠訪問介護事業所

用（6級地）になったため、実際の額の算出は施設介護サービス及び各加算項目の合計単価に10.21円を乗じた額（小数点以下切捨）となり、内利用者負担は同額の1割となります。

- ※ 保険料の滞納により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、いったん利用者が、訪問介護サービス費(10割)を支払い、その後当事業所から発行したサービス提供証明書を市町村の窓口に提出しますと、保険給付分(9割)の全額払い戻しを受けられます。

■ その他の料金

交通費	通常の事業の実施地域（長野市）にお住まいの方は無料です。 通常の事業実施地域以外は1キロメートルにつき20円です。
解約料	お客様は何時でも契約を解除することができます。 料金は一切かかりません。

運 営 方 針

■ 事業の目的と運営の方針

施設の運営方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 当事業所は、利用者又は居宅介護支援事業所から訪問介護の依頼が合った場合は、これを受託し訪問介護事業を実施する。 2 事業者は、居宅介護支援事業者により作成された居宅サービス計画（ケアプラン）に基づく依頼を受けて、訪問介護サービスの提供が確保されるよう、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携調整を図り適切なサービスの提供を行う。 3 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って、利用者に提供される訪問介護サービス等が特定の種類に偏ることないように、居宅サービス計画に沿った適切な訪問介護を提供する。 4 上記の他「指定居宅サービス等の事業の人員及び運営に関する基準」（厚生省令第37号、平成11年3月31日付）第2章・訪問介護の各条項に基づく具体的な取扱い方針を遵守する。
---------	--

■ サービス利用のために

事 項	有・無	摘 要
訪問介護員の変更	○	変更を希望される場合はお申出ください
訪問介護員の研修の実施	○	年1回以上の研修
契約後、途中でお客様のご都合により解約した場合の解約料	○	無料

施設の概要

■ 事業所の名称

事業所名	フランセーズ悠訪問介護事業所
所在地	長野市吉田四丁目 19 番 5 号
介護保険事業所番号	2070101700
通常の事業実施地域	長野市

★ 上記地区以外の方でもご希望の方はご連絡ください。

■ 営業日

営業日	毎日営業
営業時間	日勤 午前 8:00～午後 6:00
	早朝 午前 6:00～午前 8:00
	夜間 午後 6:00～午後 10:00
	深夜 午後 10:00～午前 6:00

■ 施設の職員体制

区分	常勤・非常勤	資格	業務内容
管理者	常勤 1 名	(サービス提供責任者兼務)	事業所の統括
サービス提供責任者	常勤 1 名	介護職員基礎研修修了	訪問介護計画作成・訪問介護他
訪問介護員	常勤換算 1. 5 名以上	ホームヘルパー 2 級	訪問介護 (入浴・排泄・食事の介助生活援助)

■ 訪問介護の内容、提供方法

訪問介護の内容と提供方法	<p>訪問介護計画の作成と訪問介護の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業者は、次の事項をサービス提供責任者に担当させます。利用者又は家族の依頼により、居宅介護支援事業者の作成する居宅サービス計画に基づき訪問介護計画を作成する。また、自ら訪問介護を行う。 ② 事業者は、次の事項を訪問介護員に担当させます。サービス提供責任者の作成した訪問介護計画に基づき訪問介護を行う。 ③ 居宅介護支援事業者からの居宅介護サービス計画に基づき訪問介護を提供する。 ④ 居宅介護支援事業者からの居宅介護サービス計画に沿った訪問介護計画の作成。 ⑤ 入浴、排泄、食事の介助その他生活全般にわたる介護支援。 ⑥ サービス事業者との連絡調整、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な調整。 ⑦ その他要介護者等の自立に必要な援助。
--------------	--

■ 相談窓口・苦情対応

★ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設ご利用 の場合の相談	<p>当事業所の訪問介護に関するご相談・苦情及び訪問介護計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を受け承ります。</p> <p>電話番号 026-258-7058 又は026-258-7059</p> <p>受付時間 毎日 8:30~17:30</p> <p>担当者 サービス提供責任者【坂井真由美】</p>
------------------	---

★ 公的機関においても、次の機関において苦情申立てができます。

長野市保健福祉部 介護保険課	<p>所在地 長野市大字鶴賀1613</p> <p>電話番号 026-224-7871</p> <p>FAX 026-224-5247</p>
長野県国民健康保 険団体連合会	<p>所在地 長野市大字西長野字加茂北143-8</p> <p>電話番号 026-238-1555</p> <p>FAX 026-238-1560</p>
長野県福祉サービ ス運営適正化委員 会	<p>所在地 長野市若里1570-1</p> <p>電話番号 026-226-2035</p> <p>FAX 026-291-5180</p>